

令和5年度 公文書開示状況（7月決定分） 固定資産評価審査委員会

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R5. 5. 12	R5. 7. 14	令和3年度の固定資産評価の価格等に対する審査申出において、令和4年度中に決定のあった33件の決定書及び理由書。ただし、以下の情報をのぞく。 1 特定の個人・法人・団体の氏名、名称及び住所並びにこれらを特定できる情報 2 納税者の保有する不動産等の所在地、家屋番号、建物番号及び納税通知書番号等特定の個人・法人・団体を識別できる税務情報 3 本税額、滞納税額、延滞金額、差押財産の内容等特定の個人・法人・団体を識別することはできなくても、公にすることにより、なお当該個人等の権利利益を害するおそれがある税務情報	453		1													(第7条第2号) 当該事項は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができること又は個人の所有する財産情報及び他の情報と照合することにより当該情報が特定されることから、これらを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。 (第7条第3号) 当該事項は、法人の所有する他の情報と照合することにより財産情報が特定されることから、審査申出人が法人である場合、これらを公にすることにより、法人の財産状況が明らかになり、事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 (第7条第6号) 税務調査等において収集したこれらの情報は、公にすることにより、納税者からの信頼が損なわれ、税務調査において任意の協力を得ることができないなど、今後の課税徴収事務に支障をきたすおそれがあるため。	東京都固定資産評価審査委員会
2	R5. 6. 28	R5. 7. 12	東京高等裁判所固定資産評価審査決定取消請求控訴事件の判決正本（口頭弁論終結日 平成30年1月22日）及びそれに引き続く上級審の決定書	16		1													(第7条第3号) 当該事項は、法人の所有する財産情報及び他の情報と照合することにより当該情報が特定されることから、これらを公にすることにより、法人の財産状況が明らかになり、事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 (第7条第6号) 税務調査において収集したこれらの情報は、公にすることにより、納税者からの信頼が損なわれ、税務調査において任意の協力を得ることができないなど、今後の課税徴収事務に支障をきたすおそれがあるため。	東京都固定資産評価審査委員会

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、不開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定)条例7条>

・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。